

三重県のバリアフリー観光政策の進展について[†]

— 三重県総合計画による分析 —

伊 藤 薫*

概 要

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市と比較対照するために、三重県のバリアフリー（観光）施策が総合計画上でどのように進展してきたか基礎的な分析について、以下の3つの課題に取り組んだ。高山市同様に三重県は、特に伊勢志摩地域は1990年代に観光客が減少した。総合計画は県行政の最上位に位置する基本方針を示しており、本研究の分析に相応しい。

研究課題 1：バリアフリー観光政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

21世紀において日本の人口は2015年の約1億2,700万人から2060年の約8,700万人へ大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に2010年から2030年の期間でも宿泊旅行は16.9%の減少が予測されている。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、バリアフリー観光政策が一層重要となる。

研究課題 2：観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

観光庁では2011年度からユニバーサルツーリズムの促進を検討してきた。2015年度の「効果検証」によると、受け手（観光地）の取組の効果検証として、地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。送り手（旅行業者）の取組の効果検証として、利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待もバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。

研究課題 3：三重県総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

バリアフリー関係用語は第3次総合計画でノーマライゼーションが初めて5箇所で使用された。その後、ノーマライゼーションからバリアフリーへ、バリアフリーからユニバーサルデザインへの変化がみられる。また、バリアフリーは、第4次総合計画では全分野にわたって積極的に使用されており、「観光・リゾート地のバリアフリー化」が総合計画本文で記述され、この計画が三重県のバリアフリー政策を進展させる大きな転機となった。第5次、第6次総合計画では、バリアフリーは建物、住宅、歩道などの物的なものに限って使用されることが多くなった、という変化が見られる。2013年6月に三重県知事が日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行った。「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」(2016年3月策定)が「(施策)日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げて、具体的な施策を打ち出すに至っており、三重県はバリアフリー観光推進の中心県の一つとなっている。

[†] 本研究は、日本観光研究学会2016年度第31回全国大会（2016年12月4日、江戸川大学）で報告した「三重県のバリアフリー観光政策の変遷—三重県総合計画による分析—」を大幅に修正したものである。当日の参加者から貴重なコメントを多数いただき、感謝します。本研究は、平成28年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）（研究課題：21世紀の高齢化社会における岐阜県高山市の福祉観光都市政策の評価と今後の展望、課題番号：15K01971、研究代表者：伊藤薫）の一部を使用して実施した。本報告のために、取材において三重県観光政策課、三重県立図書館、伊勢市役所、神宮司庁を始め各関係機関、住民の皆様をはじめ多数の方々にお世話になった。記して感謝いたします。しかし言うまでもなく、本報告に含まれる誤りは、全て筆者の責に負うものである。

* 岐阜聖徳学園大学経済情報学部。連絡先：kitoh@gifu.shotoku.ac.jp

1. はじめに

1.1 研究課題

本研究は、高山市における福祉観光都市政策を評価するために、その比較対象群として三重県のバリアフリー観光政策の進展を検討するものである。三重県のバリアフリー観光は2002年の特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの設立によって大きく進展してきているが、その成立や活動の背景には三重県庁の観光地バリアフリー化政策があると考えられる。そこで三重県庁の行政運営の最上位に位置する総合計画の変遷を検討することにより、三重県のバリアフリー施策、あるいはバリアフリー観光施策がどのように位置づけられてきたかを明確にしたい。

筆者はすでに岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷について、高山市の総合計画を使用して分析した(伊藤薫 [2015a] 参照)。高山市において、2001年3月策定の「第6次高山市総合計画(後期)」(土野守市長)においてバリアフリーが大きく取上げられ、福祉観光都市が目指された。また2010年3月策定の「第7次高山市総合計画」では「住みよいまちは行きよいまち」と優れた基本理念が定められ、高山市は定住環境と交流環境の両者の整備をめざした。高山市においては1996年から障害者・高齢者のモニターツアーが継続して試みられたが、その切っ掛けは1990年代前半の観光客の急減であった(山本誠 [2003])。この高山市の対応に対して、同様に観光客数が伸び悩んだ三重県では、とりわけ観光客数の減少が厳しい伊勢志摩地域ではどのような政策方針が取られたのであろうか。

バリアフリー施策、あるいはバリアフリー観光施策は、2つの大きな意義を持っている。

第1の意義は、県民の暮らしよさ、生活の質(QOL)を高めるという重要な意義である。暮らしよさあるいは生活の質(QOL)を高めることは行政にとって最大の存立目的であり、最重要政策課題である。バリアフリーはその重要な一分野となっている。

第2の意義は、後述するように長期的に進行してきた観光産業の衰退に対して、障害者・高齢者という新しい観光マーケットを創造することである。バリアフリー観光は今まで観光地を訪れることが少なかった人々の新しいマーケットを創造することをめざしている(注¹)。

三重県の観光地、とりわけ伊勢志摩地域では一体どのような対応策を取ってきたのだろうか。本研究はその基礎的な分析として、以下の研究課題に取り組みたい。

研究課題1：バリアフリー観光政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

研究課題2：観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

研究課題3：三重県総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

先行研究について述べる。都道府県の総合計画についての先行研究をみると、主に以下

の3タイプに分かれる。

第1のタイプは、全国の都道府県の比較からその特徴を分析するものであり、平修久[2003]はこれに入る。

第2のタイプは、行政の分野別特徴を総合計画から分析するものであり、沖村多賀典[2009]はスポーツ政策について、田子健[2000]は教育政策について論じている。観光についての先行研究は、都道府県については伊藤薫[2016b]が三重県のバリアフリー観光政策に取り組んでおり、市町村については伊藤薫[2015b]が高山市の福祉観光都市政策に取り組んでいる。

第3のタイプは、特定の都道府県の総合計画について特徴を把握するものであり、北海道大学大学院法学研究科[1998]は北海道について、角野幸博・今井良広[1998]は兵庫県について論じている。

本研究は、第2と第3の両方の特徴を備えており、行政分野では観光政策を、都道府県については三重県を対象としている。都道府県におけるバリアフリー観光政策に対して総合計画を利用して分析した先行研究は、現在のところ未見である。

観光計画（総合計画の実施計画に相当）を対象とした先行研究は、山梨県の観光計画を扱った花岡利幸・鈴木富蔵・橘田友春[1987]と栃木県の観光総合計画を扱った手嶋潤一[1991]、地方自治体全般について調査した梅川智也[2008]が知られている。

また関連して、観光条例についての先行研究としては、後藤健太郎・梅川智也[2008]がある。

1.2 全国・三重県・伊勢志摩観光の動向

それでは観光客数はどのように推移してきたのであろうか。これを(1)観光客減少の全国的な動向及び(2)三重県の推移と(3)伊勢志摩地域の厳しい実情に分けて確認しておこう。

(1) 全国の観光客の動向

観光の統計データについては、国勢調査のように長期的に変化が少ない安定した統計データを得ることがなかなか難しい(伊藤薫[2014]参照)。他産業と同じように、需要サイド(消費者サイド)と供給サイド(企業サイド)の統計データがあるが、本節では比較的安定した調査がなされ長期比較が可能な統計データのうち、需要サイド(消費者サイド)の統計調査である総務省統計局「社会生活基本調査」の「旅行・行楽」の「行動者率」をみることにする。行動者率は、 $\text{行動者率}(\%) = \text{行動者数} / \text{推定人口} \times 100$ で求められ、旅行回数ではないことに留意してほしい。「社会生活基本調査」について詳しくは、伊藤薫[2016a]を参照していただきたい。

1986年から2011年までの25年間のデータにより、「旅行・行楽」に関して行動者数、行動者率は以下のような変化が見られた。

① 男女計では、行動者数は日帰り行楽が2001年をピークに減少に転じ、宿泊を伴う国

内観光旅行は1986年から減少を続けている。行動者率では日帰り行楽が1996年をピークに低下となり、国内観光旅行は1986年から低下を続けている。

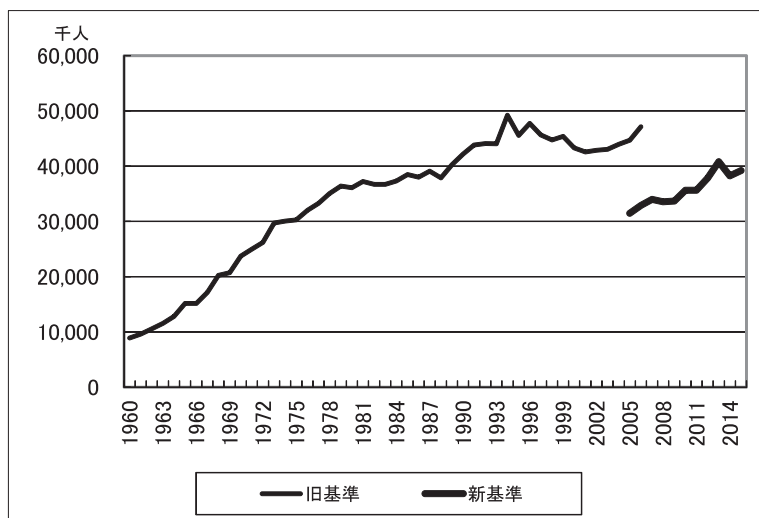
- ② 男は男女計と同じ傾向であり、女が男女計と相違するのは国内観光旅行の行動者数のピークが1996年であることである。
- ③ 年齢別にみると、日帰り行楽については男女共総じて2001年がピークであり、2011年にかけて低下してきた。国内観光旅行は男女共1986年から低下傾向を続けてきた。
- ④ 行動者率が最も低いのは70歳以上であり、60-69歳より大幅に低下する。

以上のように、日本人の宿泊を伴う国内観光旅行は1986年から長期的に減少傾向が続いており、日帰り行楽は2000年前後から低下を続けてきたことが判明した。日本の人口が減少する以前から、日本の観光産業は厳しい状況にあることは明確である。

(2) 三重県の観光客の動向

三重県においては、三重県庁により「三重県観光レクリエーション入込客数推計書」が継続的に公表されてきた。図1-1に示すように、1960年から入込客数は順調に増加を続けてきたが、1993年の第61回神宮式年遷宮が終了してから1994年に志摩スペイン村が多く観光客を呼んだにも関わらず2000年代前半まで入込客数は減少を続けてきた。しかし2000年代後半は増加に転じている。

三重県庁の推計による観光消費額が2010年から公表されている(表1-1)^(注2)。三重県庁



注) 1973年に第60回神宮式年遷宮、1993年に第61回神宮式年遷宮、2013年に第62回神宮式年遷宮。1994年4月22日に志摩スペイン村(志摩市)が開業。

出所) 三重県『観光レクリエーション入込客推計書』各年、
三重県『平成27年三重県観光レクリエーション入込客数推計書』より筆者作成。

図1-1 三重県の入込観光客数(実数)の推移
(1960年～2015年)

表 1 - 1 三重県の観光消費額とそのGDPに占める割合(%)

年次	GDP (10億円)	観光消費額(10億円)	割合(%)
2010年	7,390.9	444.9	6.0
2011年	7,140.3	447.3	6.3
2012年	7,326.5	453.5	6.2
2013年	7,688.9	534.2	6.9
2014年	—	465.7	—
2015年	—	483.0	—

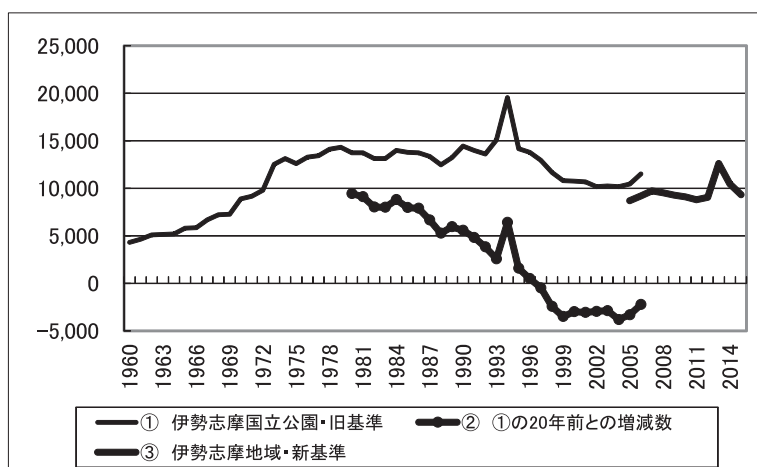
注) GDPは年度データである。

出所) 三重県GDPについては、「平成25年度三重県民経済計算結果」(平成27年12月)により、観光消費額は、「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」(平成28年3月)などにより筆者作成。

推計による県内総生産(GDP)に対する観光消費額の割合は6%から7%程度であり、観光産業が三重県での重要な産業であることが分かる。

(3) 伊勢志摩地域の観光客の動向

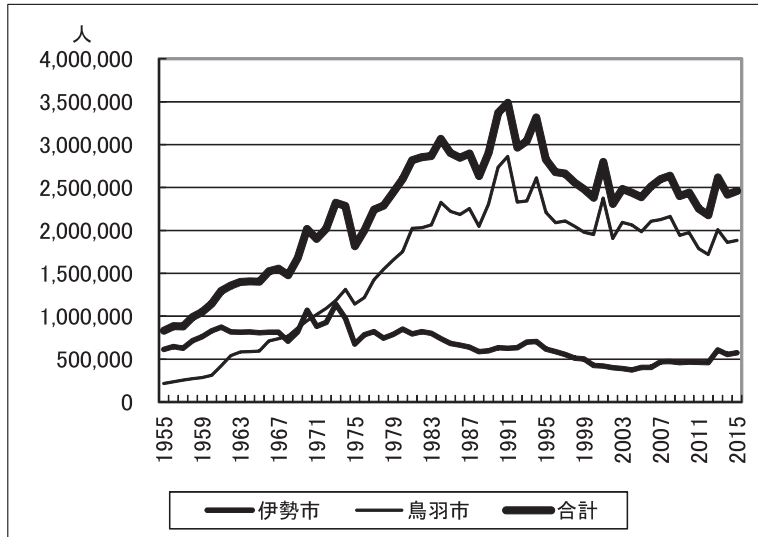
伊勢志摩地域の入込観光客数の減少は、厳しい状況にある。図1-2は、「三重県観光レクリエーション入込客数推計書」から作図したものであるが、神宮式年遷宮を考慮して20年前との増減数を明示した。図1-2から明らかなように、1997年から20年前に比較して減少となっており、その減少数の最大は2004年の382万人(▲27.3%)の大幅減少であった。2005年以降は新基準による入込客数が公表されているが、2015年の932万5千人は2007年の972万5千人よりも少ない。



注) 1973年に第60回神宮式年遷宮、1993年に第61回神宮式年遷宮、2013年に第62回神宮式年遷宮。1994年4月22日に志摩スペイン村(志摩市)が開業。

出典) 三重県『平成27年三重県観光レクリエーション入込客数推計書』等により筆者作成。

図 1 - 2 伊勢志摩の入込観光客数(実数)の推移
(1960年～2015年、単位：千人)



注)伊勢市は、旧・二見町を含む。

出典)伊勢市観光振興課「平成27年伊勢市観光統計」など及び
鳥羽市観光課「平成27年観光統計資料」などにより筆者作成。

図1-3 伊勢市・鳥羽市の宿泊者数の推移
(1955年～2015年)

こうした伊勢志摩地域の入込観光客が減少する中で、伊勢市と鳥羽市の宿泊客も同様に減少を続けきている(図1-3)。1960年代前半までは伊勢市の宿泊客が鳥羽市を上回っていたが、鳥羽市の観光開発が急速に進み1968年に初めて伊勢市を上回った。その後は鳥羽市の急増に押されて伊勢市の観光客は減少を続け、近年は約50万人前後と往時の約半分に減少している。一方、鳥羽市の観光客大幅に増加を続けて1991年に最大値2,861,342人を記録した。しかしその後は減少を続けてきており、2012年には1,718,443人と最大値に比較して108万人もの大巾減少となっている。

以上のように、宿泊者数でも伊勢市、鳥羽市の観光産業が厳しいことは明確である。

1.3 研究方法

三重県のバリアフリー(観光)政策の変遷を分析するために、なぜ総合計画が最適なのであろうか。

その理由は、第1に、都道府県の総合計画が県行政の最上位に位置する基本方針であり、都道府県の意思が表明されているからである。2000年前後に策定された都道府県の総合計画を比較検討した平修久[2003]によれば、アンケート調査結果(有効回答数41都道府県)において「長期総合計画の性格」として「行政運営の最上位に位置する基本方針」が97.6%で最も多かった。

第2の理由は、総合計画では県行政のあらゆる分野が網羅されており、バリアフリーあ

るいはユニバーサルデザインなどの施策が一体どの分野から始まり、観光政策にはいつから取り入れられたかが明確になるからである。

以上の2点のうち、第1の「行政運営の最上位に位置する基本的方針」であることについて、市町村と対比して調べてみよう。

市町村の総合計画については、2011年に削除される前の地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められていた(伊藤薫[2015]第4節参照)。つまり地方自治法の条文上において基本構想で代表される総合計画が市町村において最高の位置づけを持った計画であることが、法律上明確に規定されていた。

一方、都道府県における総合計画を制定する義務は、地方自治法で定められたことはない。都道府県の長期総合計画の沿革について、平修久[2003]は以下のように述べている。

「都道府県の長期総合計画誕生の背景として、遠藤(1990)(下記の筆者注参照)は、国土総合開発計画法(昭和25年法205)に定める国土総合開発計画に着目している。・・・都道府県の長期総合計画においても、産業振興計画あるいは開発計画が主たる内容であった。その後、各都道府県は、地域の状況や市民の意向にそって、各々の独自の長期総合計画を策定していった。そして、相互の情報交換が進み、昭和40年代はじめには、すべての都道府県が長期総合計画を策定するに至った。」(筆者注:平修久[2003]では参考文献として、遠藤丈夫「自治体における基本的政策形成手続きの動向(一)」『自治研究』第66巻、第12号、1990年が紹介されている)

なお議会の議決については、三重県の場合については、少なくとも、1997年策定の第4次総合計画「新しい総合計画 三重のくにづくり宣言 2010年への変革と創造」からは、議会の議決を経ているとのことであった(三重県庁へ電話照会、2016年10月)。

2. バリアフリー観光政策の必要性：日本の人口と旅行者数の将来推計

2.1 日本人口の将来推計

日本人口の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所によって、5年ごとの国勢調査の終了後に毎回実施されてきた。最新の推計結果は、2012年1月推計である。出生率と死亡率についてそれぞれ高位、中位、低位の仮定があるが、通常使用されている出生率が中位、死亡率が中位の推計結果を表2-1に示す。

この2012年1月推計結果で今後の変化の大勢をみてみよう。10年ごとの数値においては、
 ①日本人口は、2010年の128,057千人をピークに、2060年に86,737千人まで減少を続ける。
 ②0-14歳人口と15-64歳人口については、絶対数が減少すると共に、構成比も低下する。
 ③65歳以上人口については、2010年29,484千人から2040年の38,678千人に増加し、2060

表2-1 国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成24年1月推計)

年次	人口(千人)				構成比(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
2010年	128,057	16,839	81,735	29,484	100.0	13.1	63.8	23.0
2020年	124,100	14,568	73,408	36,124	100.0	11.7	59.2	29.1
2030年	116,618	12,039	67,730	36,849	100.0	10.3	58.1	31.6
2040年	107,276	10,732	57,866	38,678	100.0	10.0	53.9	36.1
2050年	97,076	9,387	50,013	37,676	100.0	9.7	51.5	38.8
2060年	86,737	7,912	44,183	34,642	100.0	9.1	50.9	39.9

注) 各年10月1日人口。出生中位、死亡中位のケースによる。

2010年は、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・性別「不詳人口」をあん分補正した人口)による。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」2012年1月の表1-1(p.15)から筆者作成。

年は34,642千人に減少するが、構成比は上昇を続け、2060年は39.9%に達する。

なお総務省統計局「平成27年国勢調査第一次基本集計結果」による2015年10月の調査計結果によれば、65歳以上人口は既に3,347万人(26.6%)であった。また総務省統計局「人口推計」による2016年12月の人口推計結果によれば、65歳以上人口は既に3,468万人(27.3%)であり、うち75歳以上人口は1,702万人(13.4%)とされている。

2.2 日本の観光客数の将来推計(その1: 日本政策投資銀行[2012])

それでは、今後、日本の観光客数は増加するであろうか、横ばいであろうか、あるいは減少するであろうか。これについては、日本政策投資銀行により宿泊旅行の予測結果が公表されている(日本政策投資銀行[2012])^(注3)。

その「国内宿泊需要の見通し」は、以下のように述べられている(p.10)。

- 国内宿泊需要の中長期的な見通しを宿泊旅行参加回数で予測すると、生産年齢人口等の推移から、2010年から2030年(20年間)で▲16.9%減少するという結果になった。
- 国内宿泊需要については、邦人シニア層(とりわけ団塊の世代)による需要拡大への期待がある。しかし宿泊旅行参加回数の多い60~69歳の人口は、団塊の世代(1947年~1949年生まれ)が70歳に移行し始める2017年を境に減少に転ずるため、邦人シニア層による下支えには限界がある。
- 以上から、観光旅行の宿泊需要は、年間延べ数千万人の単位で減少する可能性がある。このため、国内需要に限って言えば、観光業界の地盤沈下を防ぐには、さらなる需要獲得の方策を講ずるか、需給調整を行うか、あるいはその双方に取り組む必要があるということになる。

以上の結果のうち、推計結果の数値を具体的に記述すると、「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数は、2010年の1億3,800万回、2030年の1億1,500万回に▲16.9%減少するという結果になった。」(p.12)とされている。長期的には、減少数はさらに大きな数字となるであろう。

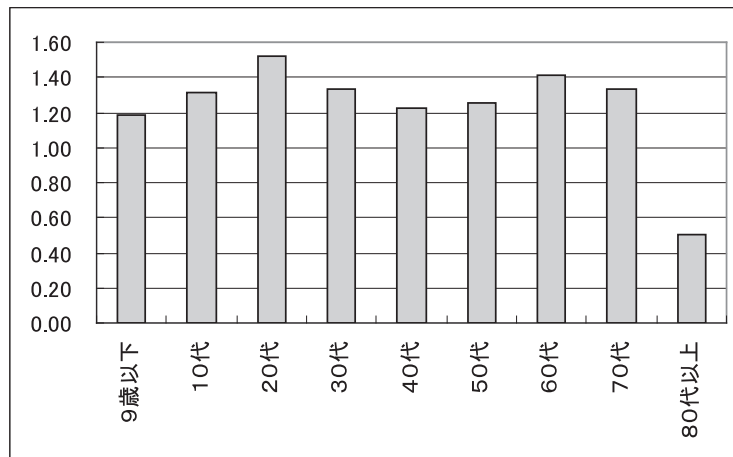
2.3 日本の観光客数の将来推計(その2：国土交通政策研究所[2016])

もう一つの観光客の将来推計として、国土交通省国土交通政策研究所[2016]がある。この研究における推計方法は、「1人当たり宿泊旅行回数は、2014年の平均回数(1.26回)が経年に変化しないものと仮定し、人口将来推計より、国内宿泊旅行延べ人数を算出。」とあり、人口の減少率と国内宿泊旅行の減少率は同じとされている。

この研究の結論が以下のように示されているのでそのまま引用する(「要旨」の最初のページ)。

「我が国の人口減少に伴い、国内宿泊旅行市場は縮小すると予想されるが、世代別の年間旅行回数が70歳以上になると急減するところ、60代の旅行回数を維持させることができれば、旅行回数の増加と世代人口の増加の相乗効果で国内旅行市場を拡大させる可能性がある。」

図2-1に年齢別の人口1人当たり年間平均国内宿泊回数を示した。これによると60代は1.41回であるのに対し、70代は1.33、80代以上は0.50となっている。筆者の推測であるが70代の前半(前期高齢者)は60代に近く高い数値であり、70代の後半(後期高齢者)は80代に近く、相当低い数値ではないだろうか。そこで70代後半や80代以上の旅行者を増加させることが可能であれば、当該年齢の人口増加と相俟って日本の国内宿泊旅行者数は増加させることが可能となる。



注) 帰省などを除く観光・レクリエーション目的の合計値による。

原資料) 総務省統計局「人口推計」の2014年10月分

観光庁「旅行・観光消費動向調査」(2014年分)

出典) 国土交通省国土交通政策研究所[2016] p.2より筆者作成

図2-1 年齢別の人口1人当たり年間平均国内宿泊回数

2.4 伊勢神宮の車椅子利用台数と鳥羽水族館の高齢者・障害者の入場者の増加

三重県において、近年に身体障害者や高齢者の旅行者が増加している実証データが存在するので紹介する。

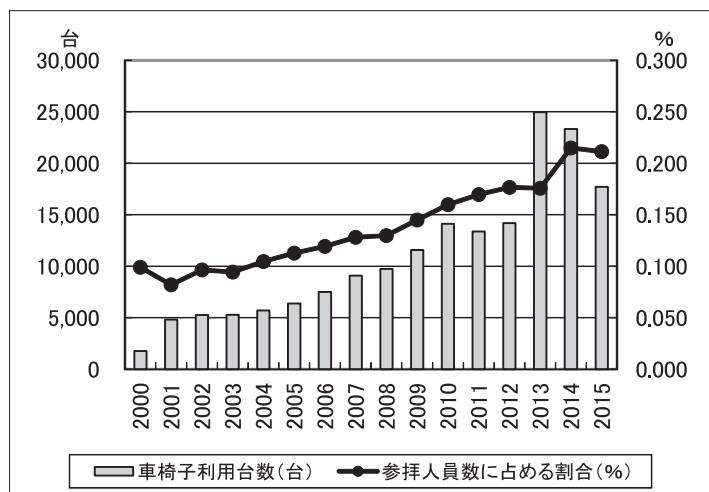
この15年ほどの間に車いす利用者あるいは身体障害者・高齢者の外出が増加していることを表した統計資料を2種類入手した。2種類とも伊勢志摩バリアフリーツアセンター[2016]に掲載されているが、伊勢神宮については原データを神宮司廳から改めて入手し作図し直したものであり、鳥羽水族館については同一のデータにより作図し直したものである。

まず第1の例は、伊勢神宮の参拝人員のうち車いす利用台数の推移である（図2-2）。内宮と外宮の合計である。1年間のデータが存在する初年次が2001年であり4,823台であったが、第62回神宮式年遷宮のあった2013年に24,947台と5.2倍の増加があった。2013年においては、1日当たりの車いす利用台数は68.3台に達した。総参拝人員に占める台数の割合も、2001年の0.082%から2014年は0.215%へ上昇した。なお車いす利用者は、主に高齢者であり、身体障害者の割合は小さいと取材で伺った(2016年9月)。

第2の例は、鳥羽水族館の入場者に占めるシニア(65歳以上)と身体障害者の推移である(図2-3)。

身体障害者入場者数は2000年の5,044人(入場者総数の0.48%)から2014年は11,547人(1.25%)へと2.3倍に増加した。シニア(65歳以上)については、2005年の61,263人(入場者総数の6.99%)から2013年は81,184人(11.54%)へと1.3倍に増加した。

以上のように、伊勢神宮においても、鳥羽水族館においても、この15年間に障害者、高齢者の旅行客が増加したことは間違いない事実である。今後もこの傾向が継続することは確実であると筆者は考えている。

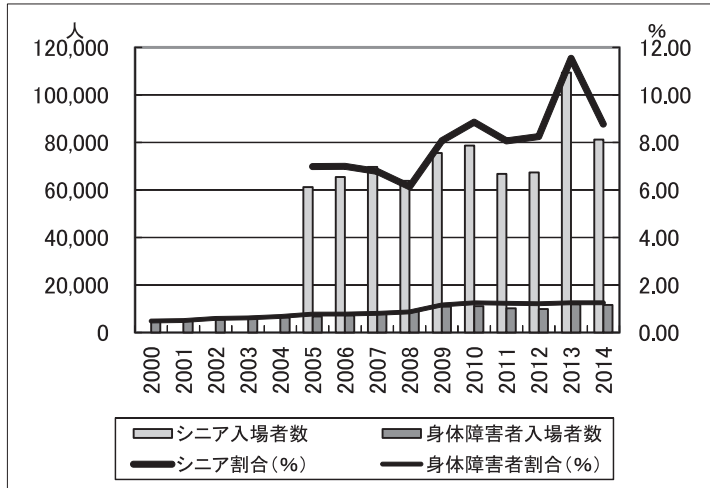


注) 内宮と外宮の合計。2000年のみ7月から12月の半年のデータ。

2013年は、第62回神宮式年遷宮。車椅子利用台数は24,947台(0.18%)。

出典) 神宮司廳の資料により、筆者作成。

図2-2 伊勢神宮の参拝人員に占める
車椅子利用台数の推移(2000年～2015年)



注) 「シニア」は65歳以上。2013年は、第62回神宮式年遷宮。
 出典) 「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 視察資料 2016.09
 平成28年度」

図2-3 鳥羽水族館の入場者に占めるシニアと
 身体障害者の推移(2000年～2014年)

2.5 21世紀におけるバリアフリー観光政策の重要性

21世紀の日本においては、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者数の増加が見込まれ、また人口に占める構成比も上昇する。すなわち高齢の観光客が現在以上に増加することは確実である。その一方、0-14歳人口と15-64歳人口は50年後に半減するので、この年齢階層の観光客は減少が見込まれる。この人口予測を織り込んだ「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数」の予測は、2010年の1億3,800万回から2030年の1億1,500万回へと2,300万回の減少、16.9%の減少が見込まれている。

以上から、21世紀の日本においては、宿泊旅行の総数が減少し、国内の旅行需要が縮小する中で、高齢者の旅行が増加することがほぼ確実である。また高齢者の旅行随伴者(二世世代家族、三世世代家族)の旅行需要も増加が見込まれる。すなわち観光地としてはいかに高齢旅行者の需要を取りこめるかが、21世紀の重要な課題となる。高齢者は足腰が弱い人の割合が高く、車椅子使用者の割合が増える。様々な身体的障がいや精神的障がいを持っているであろう。障害者も同様である。日々の生活の中でチェアウォーカー(車いす使用者)の姿を見ることが以前と比較して多くなった。

障害者・高齢者の旅行者を観光地はどれだけ取り込めるだろうか。バリアフリー観光政策の企画・実施、バリアフリー観光の充実、あるいはユニバーサルツーリズムの促進が、21世紀の観光地の盛衰を決定する重要な要素の一つとなると考えるものである。

3. 観光庁によるユニバーサルツーリズムの取り組み

三重県のバリアフリー（観光）政策については第4節で述べることとし、本節では観光庁の資料から国のユニバーサルツーリズムの促進政策について述べる。

観光庁のホームページ^(注4)にアップされている資料は以下のものである。全てダウンロードが可能である。これらの資料は、そのための委員会あるいは検討会が設置され、大学関係者、地域の代表者、旅行業界関係者などが参加している。

資料1-1：国土交通省総合政策局「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」2008年3月、8ページ。

資料1-2：国土交通省総合政策局「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」2008年3月、51ページ。

資料2-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」2012年3月、14ページ。

資料2-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」2012年3月、41ページ。

資料3-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」2013年3月、18ページ。

資料3-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」2013年3月、本文32ページ、別に参考資料付き。

資料4-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」2014年3月、本文58ページ。

資料4-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル」2014年3月、32ページ。

資料5-1：観光庁観光産業課「平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業 報告書」2015年3月、126ページ

資料5-2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり事例集」2015年3月、39ページ

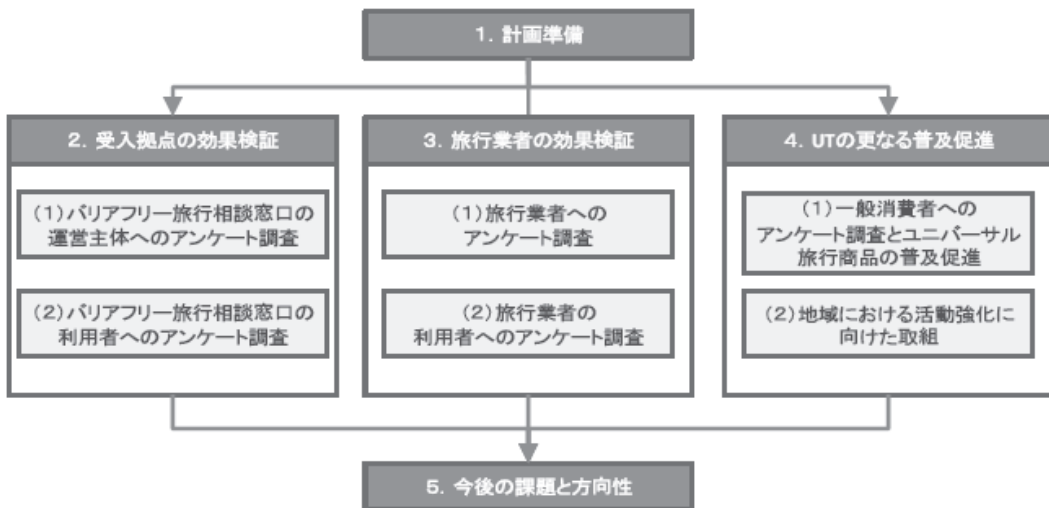
資料6-1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」2016年3月、144ページ

観光庁のユニバーサルツーリズムの定義であるが、「ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指しています」とされている（観光庁Webページによる）。観光庁では、ユニバーサルツーリズムの促進に関して「観光立国推進基本計画」（2012年3月）で表明された方針である「ユニバーサルツーリズムの促進」に則り、2011年度から2014

17年度以前 (2005年)	18年度 (2006年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)
ユニバーサルデザイン政策大綱 (H17年) 交通バリアフリー法(H12年) バリアフリー法(H18年)		◎観光立国推進基本計画(H19/6) 「ユニバーサルデザインの考え方に 基づく観光の促進」	◎観光庁発足(H20/10)			◎観光立国推進基本計画(H24/3) 「ユニバーサルツーリズムの促進」				
	ユニバーサルデザインの考え 方に基づく観光促進検討会		◎観光のユニバー サルデザインガイ ドライン(H20/3)	◎シンポジウム(ユニバーサルデザインの 考え方に基づく観光促進シンポジウム) (H21/3)		旅行の送り 手にかかる 課題の検討	旅行の着地 側にかかる 課題の検討	-受入拠点の 強化 -旅行商品の 供給促進に 向けた検討 -旅行による 効用の検証	-更なる受入 拠点の強化 -旅行商品の 供給促進に 向けた検討 -マーケティング データ整備 -外国人旅行 者(高齢者、 障がい者等) への対応考 察	-受入拠点の 効果検証 -旅行業者の 効果検証 -ユニバー サルツーリ ズムの更なる普 及促進

出所) 観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」2016年3月、p.1

図3-1 観光庁におけるユニバーサルツーリズムの検討経過



出所) 観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」2016年3月、p.2

図3-2 観光庁におけるユニバーサルツーリズムの調査検討の手順

年度まで調査を継続して実施してきた。その検討経過が図3-1である。また検討手順が、図3-2に示されている。

観光庁の5年間にわたる検討の結果が、観光庁観光産業課 [2016] の144ページに「5. 今後の課題と方向性」として掲載されている。検討結果に非常に高い自己評価を与えており、やや長文であるが分かりやすいのでそのまま引用する。

「本業務では、これまでのUT(筆者注：ユニバーサルツーリズム)に係る普及促進の効果検証を目的として、旅行の「送り手(旅行業者)」、「受け手(観光地)」双方のこれまでの取組の現状を把握するとともに、消費者の視点等から取組の効果を検証した。またUTの更なる普及促進のための地域における活動強化事業を3地域において実施した。

「受け手(観光地)」の取組の効果検証として、全国のバリアフリー旅行相談窓口の運営主体および利用者(地域関係団体、消費者個人)を対象とした調査結果より、バリアフリー旅行相談窓口の需要はここ数年で大きく増加しており、全国の相談件数の合計は平成23年度から平成26年度で1.65倍に増加している(平成23年度:9,574件、平成26年度:15,829件)。地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。

「送り手(旅行業者)」の取組の効果検証として、旅行業者の取組については、課題はみられるもののUTの取組が本格化した5年前と比較すると、46%の旅行業者が積極的に取り組む方向に行動変容し、実際に関連する商品数(1.4倍)、売上高(1.6倍)ともに増加している。利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待もバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。」

4. 三重県総合計画におけるバリアフリー(観光)政策の進展

4.1 三重県総合計画の一覧と分析方法

三重県では、第1次1976年策定の「三重県長期総合計画」から第6次2012年策定の「第6次総合計画」まで、ほぼ6年に1回の割合で総合計画が策定されてきた。1976年策定の「三重県長期総合計画」の前に、「三重県長期経済計画」(1961年)、「地域別総合計画」(1965年)、「第二次三重県長期経済計画」(1967年)、「県勢振興計画」(1972年)が策定されているが、本研究では1976年策定の「三重県長期総合計画」からを分析する。

まず始めに第1次の「三重県長期総合計画」から第6回となる「みえ県民力ビジョン」の概要を表4-1に示す。

あらかじめ、総合計画の中において観光産業がどのような位置づけを与えられてきたか、を見ておこう。第3次までは産業振興の直接の対象ではなく、1976年策定の「三重県長期総合計画」で「ゆとりある余暇生活のために」に含まれたように、余暇・レクリエーション振興の一部として捉えられていた。第4次の「三重のくにづくり宣言」において初めて「戦略的な産業振興」の対象として捉えられ「集客交流産業(ビジターズ・インダストリー)」と名付けられ、第5次の「県民しあわせプラン」では「観光交流産業」、第6次の「みえ県民力ビジョン」では「観光産業」という名称で産業振興の対象になっている。

さて本研究は、三重県のバリアフリー(観光)政策の変遷を総合計画から把握することが主要な研究課題である。そこで1976年策定の「三重県長期総合計画」から第6次総合計画まで、バリアフリー(観光)政策に関連する基本用語を調べることで、三重県のバリアフリー(観光)政策の進展を把握したい。この基本用語としては、バリアフリー(BF)^(注5)、ノーマライゼーション(NM)、ユニバーサルデザイン(UD)の3種類とする。外国人(観光客)に対する「情報バリアフリー」は、高山市総合計画ではこの名称が使われていたが、三重県総合計画では使用されていないので取上げない。しかし、その内容に一致する記述は勿論総

合計画の中にある。例えば三重県第3次基本計画の113ページに「外国観光客の増加に対応して、観光案内の外国語表示の充実、外国人向け案内情報の提供など受入体制の整備充実に努めます。」と記述され、「情報バリアフリー」と同一内容が記述されている。またバリアフリーも同様に用語は記述されていないが、同一内容の記述はあり、例えば、第1次総合計画の109ページに「一方、主要な県施設のドア・段差の改良・すべり止め、障害者用の便所の設置を進めるとともに、・・・」と記述されている。

バリアフリー政策を観光に取り入れた最初の総合計画は、第4次総合計画（1997年、北川正恭知事）である^(注6)。「高齢者や障害者も含めて三重県への訪問者が、ここちよくサービスの提供を受けたり、施設を利用できるよう、さまざまな場面で「もてなしの心」の増進を図るとともに、観光・リゾート地のバリアフリー化など、交流の促進に効果のある地域づくりに勤めます。」(238ページ)と明確に記述されている（下線は筆者による）。これは都道府県の総合計画では最早期の例と思われる。しかし「観光・リゾート地のバリアフリー化」の具体的な内容は、必ずしも明確ではなかった。

次いで第5次総合計画（2004年、野呂昭彦知事）においても、「戦略計画」p.79において、基本事業23301「観光報品づくりとサービス向上の推進」に「観光地の競争力向上をめざして、観光地のバリアフリー化、観光地景観形成のシステムづくりおよび観光施設の品質向上等のもてなし支援に取り組みます。」と明記された（下線は筆者による）。この具体的な内容は、2004年11月に策定された「三重県観光振興プラン」では「交通拠点（鉄道駅等）のバリアフリー化」に止まっていた。

第6次総合計画（2012年4月、鈴木英敬知事）においては、観光地のバリアフリー化の言葉はなくなった。2012年3月策定の「三重県観光振興基本計画」では、「公共的施設のバリアフリー化」「ユニバーサルデザインの観光地づくり」と施設整備が中心の記述であった。しかし、2013年6月に日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行い、2016年3月策定の「三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）」においては、バリアフリーの記述が大幅に増加した。すなわち、施策の体系図（p.12）のうち、（戦略）利便性・快適性に優れた人にやさしい観光の基礎づくり、（施策の柱）人にやさしい三重の観光地づくり、を具体化するために（施策）日本一のバリアフリー観光の促進を掲げている。更に具体的には「NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターによって開発された「パーソナルバリアフリー基準」を採用し、関係団体等と協働しながらバリアフリー観光を推進します。」（p.17）と大変具体的な内容が記述されるにいたっている。

以上のように、三重県総合計画においては、1997年の第4次総合計画で初めて「観光・リゾート地のバリアフリー化」が打ち出され、2012年の第6次総合計画には見られなかった具体的な促進方針が2016年策定の三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）の中で打ち出されて、今日に至っている。

表 4-1 三重県総合計画の変遷

区分 計画期間 (知事)	基本理念 (将来人口)	基本施策	観光関係産業の含まれる 基本施策 (観光関係産業の名称) 【特記事項】
(1) 三重県長期総合計画 1976.2～1985 (田川亮三)	魅力ある福祉三重 (1985年180万人)	①福祉優先のしあわせな社会を作る ②みどり豊かな環境のなかで活力ある 県土をつくる ③県民一人一人に生きがいのある郷土 をつくる	③「17 ゆとりある余暇 生活のために」 (観光産業)
(2) 第2次三重県長期 総合計画 一クローバプラン 1983～1995 (田川亮三)	活力とうるおいに 満ちた郷土三重の 創造 (1995年に185万人)	①健康で明るい社会をつくる ②豊かで住みよい県土をつくる ③文化の香り高い郷土をつくる	③「3 観光・レクリエー ション」 (産業名称はなし、「観光 レクリエーション対策」)
(3) 第3次三重県長期 総合計画 1990～2000 (田川亮三)	新世紀へ躍動する 三重をめざして (2000年196.3万人)	①豊かな文化の創造と明日を担う人づ くり ②ゆとりとうるおいのある快適空間の 形成 ③健康で生きがいのある福祉社会づく り ④力強く活力に満ちた産業の展開 ⑤21世紀を拓く県土づくり	②「4 自由時間の充実」 (観光、レクリエーショ ンなどの余暇関連サー ビス業) 【国際リゾート「三重サ ンペルトゾーン」構想 1988.7、リゾートに関す る記述が多数】
(4) 新しい総合計画 三重のくにづくり 宣言 2010年への変革と 創造 1997～2010 (北川正恭)	開かれた三重を 共につくる (2010年194.1万人)	①一人ひとりを大切にし、人と文化を 育てるために ②安全で安心なささえあい社会をつく るために ③自然と調和した美しい環境を創造す るために ④産業を盛んに、経済を活発にするた めに ⑤多様な交流・連携を通じ、個性と魅 力のある地域を育てるために (八の重要課題 1 バリアフリー社会 づくり)	④「2 戦略的な産業振 興」 (集客交流産業(ビジ ターズ・インダスト リー)) 【「観光・リゾート地のバ リアフリー化」を記述、 p.238】 【伊勢志摩バリアフリー ツアーセンター発足、 2002.5】
(5) 三重県総合計画 県民しあわせプラン 2004.04からおおむ ね10年先 同 戦略計画 (野呂昭彦)	みえけん愛を育む “しあわせ創造県” (「2005年頃をピー クに減少し始める と予測されていま す」)	①一人ひとりの思いを支える社会環境 の創造と人づくり ②安心を支える雇用・就業環境づくり と元気な産業づくり ③安全な暮らしの確保と安心できる生 活環境の創造 ④持続可能な循環型社会の創造 ⑤人と地域の絆づくりと魅力あふれる ふるさと創造	②「3 地域経済を支える 戦略的な産業振興」 (観光・交流産業)
(6) みえ県民カビジョン 2012からおおむね 10年先 同 行動計画 (鈴木英敬)	県民力でめざす 「幸福実感日本一」 の三重 (2020年180万人、 2025年175万人、 2030年170万人)	①「守る」～命と暮らしの安全・安心を 実感できるために～ ②「創る」～人と地域の夢や希望を実感 できるために～ ③「拓く」～強みを生かした経済の躍動 を実感できるために～	③「4 世界に開かれた三 重～観光産業の振興と 国際戦略の展開～」 (観光産業) 【日本一のバリアフリー 観光推進県宣言、2012.7】

注) 1976年策定の(第1次)「三重県長期総合計画」の前に、「三重県長期経済計画」(1961年)、「地域別総合計画」(1965年)、「第二次三重県長期経済計画」(1967年)、「県勢振興計画」(1972年)が策定されている。これらは「三重県長期総合計画」で紹介されている。

いずれも議会の議決は経ていない。

出所) 「三重県総合計画」各年により筆者作成。

4.2 (第1次)三重県長期総合計画におけるバリアフリー (観光)政策

基礎資料は、三重県『三重県長期総合計画』1976年2月である。策定時の知事は、田川亮三であった。

この第1次総合計画においては、4種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし、この総合計画の「県政推進の基本的考え方」に「2-1 福祉優先の社会の建設」(p.6)が謳われているように、実質的にバリアフリーを意味する施策は既に盛り込まれている。例えば、第2部基本計画、第1章しあわせな社会をつくる、第2節社会福祉の増進のために、5 心身障害者(児)の福祉の増進(p.108)には、「しかし、従来の施設は、主として生活援護が中心で、真に身体障害者(児)が自由に行動し、楽しく働く等の生きがいを高める施策に欠けるところがあった」と認識され、また「主要な県施設のドア・段差の改良・スベリ止め・障害者用便所の設置を進めるとともに、窓口事務を行なう官公署や都市内道路等公共的な施設においても関係者の理解を深めて身体障害者のための施設整備を促進する」(p.109)と実質的にバリアフリー施策が表明されている。

4.3 第2次三重県長期総合計画におけるバリアフリー (観光)政策

基礎資料は、三重県『第2次三重県長期総合計画—クローバプラン—』1983年3月である。策定時の知事は、田川亮三であった。この総合計画においても、第1回総合計画と同じく「県政の究極の目標は県民福祉の向上にある」という原点にたっており、その福祉社会とは「県民すべてが健康で安定した生活を営み、地域の特性を生かした活力ある県土を築き、創造性に富んだ生きがいある人生をおくれる社会」と考えている、という(p.17)。

この第2次総合計画においては、4種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし第1回と同様に実質的にバリアフリー施策が表明されている。

例えば、第2部基本計画、第1章部門別計画、I 健康で明るい社会をつくる、3 社会福祉(p.95)には、「○障害者が安全で快適な生活ができるようにする「福祉のまちづくり」は、四日市市など7市で実施されている。また、国際障害者年記念事業として、「障害者のための住みよい生活環境の手引」を作成し、その活用を呼びかけている」とあり、同様に、6 生活の安全・安定には(p.130)、「特に、子ども、老人及び身体障害者の安全確保を重点に歩車道の分離を進め」と現状が述べられ、更に歩車道の整備が施策に掲げられている。

4.4 第3次三重県長期総合計画におけるバリアフリー (観光)政策

基礎資料は、三重県『第3次三重県長期総合計画 新世紀へ躍動する三重をめざして』1990年2月である。策定時の知事は、田川亮三であった。

この総合計画では、4種類の基本用語(バリアフリー (BF)、ノーマライゼーション(NM)、ユニバーサルデザイン (UD)、情報バリアフリー)のうち、初めてノーマライゼーション(NM)が総合計画に登場した(表4-2)。そこで、どのように記述されたかを詳しく紹介す

ることとしよう。

- (1) 135 ページ、〈第2部 部門別計画〉第3章健康で生きがいのある福祉社会づくり、3 社会福祉の充実、現状と課題

「(障害者の自立と社会参加の促進) ノーマライゼーションの理念を基本に、障害者が家庭や地域社会のなかで、自らの能力を発揮し、自信と生きがいのある生活が営めるよう、自立と社会参加を促進する施策を充実します。」

- (2) 139 ページ、〈第2部 部門別計画〉第3章健康で生きがいのある福祉社会づくり、3 社会福祉の充実、施策(3)障害者福祉の向上、①ノーマライゼーションの推進

「ノーマライゼーションの理念を普及、定着させるため、学校教育などにおける福祉教育を充実します。また障害者の日(毎年12月9日)を中心に、広報、啓発活動の強化や健常者と相互に交流できる場づくりを推進します。」

- (3) 171 ページ、〈第2部 部門別計画〉第4章力強く活力に満ちた産業の展開、4 労働環境の整備、基本方向

「障害者については、ノーマライゼーションの理念に立ち、雇用を通じた社会参加や自立を促進します。」

- (4) 268 ページ、語句の注

「ノーマライゼーション 障害者などが社会から隔離されて保護されるのではなく、地域社会のなかで、社会の一員として、他の人びとと共に生活していくことが正常であるという、福祉の理念。」

また実質的に「情報バリアフリー」が観光政策の中で表明されている。〈第2部 部門別計画〉第2章ゆとりとうるおいのある快適空間の形成、4 自由時間の充実、施策(2)観光の振興において「観光案内の外国語表示の充実、外国人向け案内情報の提供など受入体制の整備充実」(p.113)と記述されている。なお、この第3次総合計画までは、観光は「産業」というよりは「余暇活動」の一つと捉えられていた。

表4-2 三重県第3次長期総合計画にみられるバリアフリー(観光)政策の関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	ページ	関係部分	表現
1		1		p.135	〈部門別計画〉社会福祉の充実	ノーマライゼーションの理念を基本
2		2		p.139	〈部門別計画〉社会福祉の充実	①ノーマライゼーションの推進
3		1		p.171	〈部門別計画〉労働環境の整備	ノーマライゼーションの理念に立ち
4		1		p.268	語句の注	「ノーマライゼーション」の説明
合計	0	5	0			

注) 97ページに「高齢者や障害者の安全性、快適性を考慮した住宅の供給とまちづくり」が記述されている。

113ページに「観光案内の外国語表示の充実、外国人向け案内情報の提供など受入体制の整備充実」(情報バリアフリー)が記述されている。

出所) 三重県『三重県第3次長期総合計画』1990年12月により筆者作成。

4.5 第4次三重県総合計画におけるにおけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、三重県『新しい総合計画 三重のくにつくり宣言 2010年への変革と創造』1997年11月である。策定時の知事は、北川正恭であった。

この第4次総合計画から、バリアフリー関係用語は、バリアフリーが多数記述されるようになった（表4-3）。また「第2編 基本政策、第3章 総合行政で取り組む八つの重要課題」の最初に「1 バリアフリー社会づくり」が挙げられている。更に、観光においても「観光・リゾート地のバリアフリー化」（p.238、下線は筆者）が登場し、観光政策にバリアフリー化が初めて取り入れられた。これは県の総合計画における観光政策では最早期の例と思われる。

表4-3 三重県第4次総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー (BF)	ノーマライゼーション (NM)	ユニバーサルデザイン (UD)	ページ	関係部分(省略あり)	主な表現
1	1				「三重のくにつくり宣言」の構成	八つの重要課題、1 バリアフリー社会づくり
2	1			p.4	目次	八つの重要課題、1 バリアフリー社会づくり
3	3			p.19	基本理念、第2章 くにつくりに向けた社会のあり方	バリア(障壁)のない開かれた三重、注
4	1			p.20	基本理念、第3章 くにつくりの基本理念	さまざまなバリア(障壁)を積極的に取り除いて
5	1			p.21	基本理念、第3章 くにつくりの基本理念	市町村境界や県境のバリア(障壁)を超えて
6	1			p.22	基本理念、第4章 私たちの取組み	さまざまなバリアをなくし、自由な社会をつくって
7	2			p.52	基本政策、第2章 五の目標で進める政策の体系	バリアフリーのまちづくり、バリアフリー住宅
8	1			p.55	基本政策、第3章 八つの重要課題	図「バリアフリー社会づくり」
9	1			p.56	基本政策、第3章 八つの重要課題	図「バリアフリー社会づくり」
10	11			p.58	基本政策、第3章 八つの重要課題	(表題)バリアフリー社会づくり (表題) 1)意識のバリアフリーと人権の尊重 (表題) 2)バリアフリーのまちづくり (表題) 3)制度のバリアフリー (注) *1 バリアフリー社会
11	3			p.59	基本政策、第3章 八つの重要課題	(表題) 1)から3)を図で表示
12	1			p.60	基本政策、第3章 八つの重要課題	意識や制度、地理的なバリア(障壁)から開放
13	1			p.82	基本政策、第3章 八つの重要課題	まちのバリアフリー化、歴史や文化を取り入れた景観
14	1			p.88	基本政策、第3章 八つの重要課題	バリアフリー住宅や在宅ケアを含め生活に配慮した住宅
15	1			p.89	基本政策、第3章 八つの重要課題	バリアフリー住宅の建設促進、住宅改造への支援
16	1			p.111	基本政策、第4章 広域行政で取り組む地域づくり	バリアフリーのまちづくりなどを進める
17	1			p.146	基本計画、第1章 人と文化を育てるために	(表題) 7)障害児教育の充実とバリアフリー化
18		2		p.176	基本計画、第2章 安全で安心なささえあい社会	ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が、注
19	3			p.178	基本計画、第2章 安全で安心なささえあい社会	バリアフリー社会推進条例(仮称)を制定し
20	2			p.189	基本計画、第2章 安全で安心なささえあい社会	バリアフリー住宅の建設促進や住宅改造への支援
21	1			p.238	基本計画、第2章 安全で安心なささえあい社会	観光・リゾート地のバリアフリー化
22	1			p.279	基本計画、第5章 交流・連携を通じ個性と魅力ある地域	バリアフリーのまちづくりの整備状況を示す指標
23	2			p.281	基本計画、第5章 交流・連携を通じ個性と魅力ある地域	(表題) 2)バリアフリーのまちづくり
24	1			p.285	基本計画、第5章 交流・連携を通じ個性と魅力ある地域	バリアフリー住宅など住宅介護などを含めた
合計	42	2	0			

注)「バリア：19ページをご覧ください」などの参照ページの案内は、掲載していない。冊子の右端、左端の案内、巻末の索引におけるバリアフリーなどは、掲載していない。

238ページにおいて、「観光・リゾート地のバリアフリー化」が記述されている。

出所) 三重県『新しい総合計画 三重のくにつくり宣言』1997年11月により筆者作成。

この第4次総合計画においては、読者の便を考慮して様々な工夫がなされている。例えば、①冊子の中においてしばしば「* 1 バリア：19ページをご覧ください」とどこを参照したら分かりやすいか案内をつけてある。また②冊子の右端、左端に章や節の名称が書かれている。更に③索引によって、例えば「バリアフリー」という用語が19、58、82、111、146、238、281ページに記述されていることが分かり、まことに使いやすい。

そこで以下の使用頻度においては、①の案内、②の案内については、カウントしないこととする。

バリアフリーなどとノーマライゼーションは、「用語の説明」において以下のように説明されている。

- ・バリア／バリアフリー：バリアとは、元々英語で物理的に人を隔てたり行動を規制するという障壁をいう言葉ですが、日本でも、障害がないこと、特に高齢者、身体障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般的になっています。この計画では、人と人を隔てたり人の自由な行動を妨げたりする障害を、広く「バリア」という言葉で表現しています。
- ・バリアフリー社会：意識や慣習による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障壁のない社会を「バリアフリー社会」という言葉で表現しています。
- ・バリアフリー住宅：身体障害者や高齢者が暮らしやすいように、さまざまな障壁をなくした住宅のこと。例えば、車いすの利用の場合、床に段差があるとそれが障害になって移動が困難になるため、これを除去してあります。
- ・ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそ、正常であるという考え方。

この第4次計画から、観光施策は「産業振興」として捉えられるようになった。「戦略的な産業振興」の対象として捉えられ「集客交流産業(ビジターズ・インダストリー)」と名付けられている。

4.6 第5次三重県総合計画におけるにおけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、三重県『県民しあわせプラン 三重県総合計画』2004年4月と三重県『県民しあわせプラン・戦略計画 三重県総合計画』2004年4月である。策定時の知事は、野呂昭彦であった。本冊である『県民しあわせプラン 三重県総合計画』は、84ページと総合計画としては比較的薄い冊子である。そして実施計画に相当する『県民しあわせプラン・戦略計画 三重県総合計画』は、452ページにもなる分厚い冊子である。この両者でバリアフリー関係用語の記述をみてみよう。

まず『県民しあわせプラン 三重県総合計画』においては、ユニバーサルデザイン (UD)

表4-4-1 三重県第5次長期総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー (BF)	ノーマライゼーション (NM)	ユニバーサルデザイン (UD)	ページ	関係部分	表現
1	1		1	p.68	基本政策 V-4 快適なまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーなど安全・安心
2	1		1	p.73	政策の方向 用語の説明	ユニバーサルデザイン、バリアフリー
3	2			p.75	個別計画の推進	三重県バリアフリーのまちづくり推進計画
合計	4	0	2			

出所) 三重県『県民しあわせプラン 三重県総合計画』2004年4月により筆者作成。

表4-4-2 三重県第5次長期総合計画(戦略計画)にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー (BF)	ノーマライゼーション (NM)	ユニバーサルデザイン (UD)	ページ	関係部分	表現
1	2			p.79	観光商品づくりとサービス向上の推進	競争力の強化をめざして、観光地のバリアフリー化、注
2	2			p.99	安全で快適な交通環境の整備	特定経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率
3	2			p.104	県民の安全を守る活動基盤の整備	(警察署などの)施設のバリアフリー化等に配慮しつつ、
4			5	p.128	地域とともに進める福祉社会づくり	ユニバーサルデザインの理念に基づき、注
5			9	p.130	ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた総合啓発	ユニバーサルデザインのまちづくり
6	1			p.136	県立病院の医療サービス提供	患者とともにバリアフリー社会をめざすべく
7	4	2	1	p.230	快適な都市環境の整備	ノーマライゼーションの理念、バリアフリーのまちづくり
8	2			p.232	安全で快適なまちづくり	駅周辺の道路施設についてBFの…、道路のBF化
9	4		1	p.233	ユニバーサルデザインのまちづくりへの整備	商業施設等でBF化された施設数
10	2		1	p.234	ゆとりある住まいづくり	住宅の耐震化、BF化を促進
11	3		1	p.235	安全・安心でユニバーサルな住まいづくり	公的BF融資を受けた住宅の割合
12	2			p.271	長期的展望に立った財政運営	庁舎等県有施設の耐震化、BF化への早急な対応
13	2			p.274	最適な資産管理と職場環境づくり	各地域庁舎について、耐震補強計画と合わせてBF対策
14			6	p.452	三重の絆づくり	ユニバーサルデザインアドバイザー地域展開支援事業
合計	26	2	24			

注) 「バリアフリー：79ページをご覧ください」などの参照ページの案内は、掲載していない。

出所) 三重県『県民しあわせプラン・戦略計画 三重県総合計画』2004年4月により筆者作成。『県民しあわせプラン』とは別冊である。

が初めて登場した(表4-4-1)。しかし本冊ではバリアフリー関係用語の使用例は合計6箇所と少ない。

また『県民しあわせプラン・戦略計画 三重県総合計画』においても、ユニバーサルデザイン(UD)が多用され、バリアフリー(BF)とほぼ同数となっている(表4-4-2)。この時期は、行政において、ユニバーサルデザイン(UD)が多用され始めた時期と思われる。

第4次総合計画に続いて、観光地のバリアフリー化に関する記述がある。戦略計画p.79基本事業23301「観光報品づくりとサービス向上の推進」に「観光地の競争力向上をめざして、観光地のバリアフリー化、観光地景観形成のシステムづくりおよび観光施設の品質向上等のもてなし支援に取り組みます。」と明記されている(p.79、下線は筆者)。

第4次総合計画において、観光施策が産業振興の一部に取上げられ、「観光交流産業」という名称が付けられている。

用語の説明

- ・バリアフリー：意識や習慣による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障害を取り除くこと
- ・ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように建物や製品などをデザインすること
- ・ノーマライゼーション：障害者や高齢者に関わらずあらゆる人が、社会の中で他の人びとと同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきすがたであるという考え方

4.7 第6次三重県総合計画におけるにおけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、三重県『みえ県民カビジョン～県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重～』2012年4月である。策定時の知事は、鈴木英敬知事であった。この冊子は、「第1編 基本理念」（16ページ）と「第2編 基本理念を実現するための県政の展開」（340ページ）からなり、356ページの大冊である。バリアフリー関係用語の記述をみてみよう（表4-5）。

この第6次総合計画においては、使用されたバリアフリー関係用語としてはユニバーサルデザイン(UD)が19箇所、バリアフリーが3箇所と、圧倒的にUDが多くなった。ノーマライゼーションの記述はなくなった。また3つの関連用語の用語解説はなくなった。

この第6次総合計画においては、第4次と第5次にみられた「観光地のバリアフリー化」の記述はなくなり、バリアフリー関係用語の総数は減少した。第6次計画策定の1月前に策定された「三重県観光振興基本計画」（2012年3月）においても、「公共的施設のバリアフリー化」「ユニバーサルデザインの観光地づくり」と施設整備が中心の記述であった。ところが、その後、2013年6月に三重県知事が日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行い^(注7)、2016年3月策定の「三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）」においては、バリアフリーの記述が大幅に増加した。すなわち、「施策の体系図」（12ページ）のうち、「(戦略) 利便性・快適性に優れた人にやさしい観光の基礎づくり」、「(施策の

表4-5 三重県第6次長期総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー (BF)	ノーマライゼーション (NM)	ユニバーサルデザイン (UD)	ページ	関係部分	表現
1			5	p.84	施策143 支え合いの福祉社会づくり	UDの意識づくり、UDアドバイザー、取組
2			5	p.86	施策143 支え合いの福祉社会づくり	UDのネットワークづくりの推進
3			3	p.186	施策353 快適な住まいまちづくり	UDのまちづくりを推進
4	2		4	p.187	施策353 快適な住まいまちづくり	UDに配慮した施設整備、駅舎のBF化など
5			1	p.303	個別計画一覧、支え合いの福祉社会づくり	第2次三重県UDのまちづくり推進計画
6			1	p.308	個別計画一覧、快適な住まいまちづくり	第2次三重県UDのまちづくり推進計画
合計	2	0	19			

注)『みえ県民カビジョン』にはバリアフリー（観光）政策の関係用語は、記述されていない。この表は「行動計画」に記述されたものである。

出所)三重県『みえ県民カビジョン～県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重～』2012年4月より筆者作成。

柱)人にやさしい三重の観光地づくり」、を具体化するために「(施策)日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げている。更に具体的には「NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターによって開発された「パーソナルバリアフリー基準」を採用し、関係団体等と協働しながらバリアフリー観光を推進します。」(17ページ)と具体的な施策内容が記述されるにいたっている。

4.8 まとめ

以上が三重県のバリアフリー観光政策の第1次総合計画から第6次総合計画までの進展の様子である。

バリアフリー関係用語は第3次総合計画でノーマライゼーションが初めて5箇所に使用された。その後、ノーマライゼーションからバリアフリーへ、バリアフリーからユニバーサルデザインへの変化がみられる(表4-6参照)。また、バリアフリーは、第4次総合計画では全分野にわたって積極的に使用されており、「観光・リゾート地のバリアフリー化」が総合計画本文で記述され、この計画が三重県のバリアフリー政策を進展させる大きな転機となった。第5次、第6次総合計画では、バリアフリーは建物、住宅、歩道などの物的なものに限って使用されることが多くなった、という変化が見られる。

総合計画の実施計画に位置づけられる観光計画においては、「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」(2016年3月策定)が「(施策)日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げて、具体的な施策を打ち出すに至っている。2013年6月に三重県知事が日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行うなど、三重県はバリアフリー観光推進の中心県の一つとなっている。

表4-6 三重県総合計画にみられるバリアフリー関係用語の記述数

総合計画	総数	(1) 理念	(2) 社会 意識の づくり	(3) 意識の BF	(4) まち づくり	(5) 制度の BF	(6) 住宅	(7) 建物 施設	(8) 歩道、 道路	(9) 観光・ リゾート地	(10) 取り組み、 意識づ くり	(11) 団体、 アドバ イザー	(12) 条例・ 計画名	(13) 用語 説明
第3次総合計画 (1990)	5	N4												N1
第4次総合計画 (1997)	44	N1	B15	B3	B8	B2	B5	B1	B1	B1			B1	B5N1
第5次総合計画 (2004)	5				U1		B1						B1	B1U1
同 戦略計画 (2004)	52	N1U2	B1		U11B2		B5U2	B10	B4	B1		U8	B2	B1N1U1
第6次総合計画 (2012)	21				U2			B2U4			U8	U2	U3	
総数	128	N6U2	B16	B3	B10U14	B2	B11U2	B13U4	B5	B2	U8	U10	B4U3	N3B7U2

注) バリアフリー関係用語は、バリアフリー (B)、ノーマライゼーション(N)、ユニバーサルデザイン(U)の3種類である。
出所) 三重県総合計画各年により筆者作成。

5. 結論と残された課題

5.1 結論

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市と比較対照するために、三重県のバリアフリー（観光）施策が総合計画上でどのように進展してきたか基礎的な分析について、以下の3つの課題に取り組んだ。高山市同様に三重県は、特に伊勢志摩地域は1990年代に観光客が減少した。総合計画は県行政の最上位に位置する基本方針を示しており、本研究の分析に相応しい。

研究課題1：バリアフリー観光政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

21世紀において日本の人口は2015年の約1億2,700万人から2060年の約8,700万人へ大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に2010年から2030年の期間でも宿泊旅行は16.9%の減少が予測されている。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、バリアフリー観光政策が一層重要となる。

研究課題2：観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

観光庁では2011年度からユニバーサルツーリズムの促進を検討してきた。2015年度の「効果検証」によると、受け手（観光地）の取組の効果検証として、地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。送り手（旅行業者）の取組の効果検証として、利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待もバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。

研究課題3：三重県総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

バリアフリー関係用語は第3次総合計画でノーマライゼーションが初めて5箇所で使用された。その後、ノーマライゼーションからバリアフリーへ、バリアフリーからユニバーサルデザインへの変化がみられる。また、バリアフリーは、第4次総合計画では全分野にわたって積極的に使用されており、「観光・リゾート地のバリアフリー化」が総合計画本文で記述され、この計画が三重県のバリアフリー政策を進展させる大きな転機となった。第5次、第6次総合計画では、バリアフリーは建物、住宅、歩道などの物的なものに限って使用されることが多くなった、という変化が見られる。2013年6月に三重県知事が日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行った。「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」（2016年3月策定）が「(施策)日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げて、具体的な施策を打ち出すに至っており、三重県はバリアフリー観光推進の中心県の一つとなっている。

5.2 残された課題

残された課題は多いが、3点の課題を挙げておきたい。

第1の課題は、高山市に比較対照が可能な先行都市を見出して、その総合計画を調べることである。現在の候補は、バリアフリー観光施策の先進都市である伊勢市と鳥羽市であり、今後、両市の総合計画の分析を試みる予定である。そうすれば高山市との比較が可能になると考える。

第2は、本研究ではバリアフリー観光による観光客の増加の側面ばかり扱ってきたが、バリアフリーによる県民、市民の暮らしよさ、生活の質の向上の検討がほとんどできていない。バリアフリー観光によってまちがどのように良くなったか、暮らし良くなったか、の検討が必要である。

第3は、障害者の旅行の実態を調査した報告書を探究することである。健常者と障害者の旅行頻度の比較が基礎作業として必要であるが、残念ながら本研究ではそこまで扱うことはできなかつた。

注

- 1 従来型の様々な観光施策が他の観光地と競争して観光客を奪い合うことに注力してきたといえる。モノの消費と違って、観光サービスの消費は時間が必要なため、ある地域へ旅行に出かけると他の地域への旅行は減少しやすい。障害者・高齢者のマーケットの開拓は今まで余り旅行に出かけられなかった「新しいマーケットの開拓」であり、シュンペーターのイノベーションの概念における「新販路の開拓」に当たると考えている。
- 2 国土交通省観光庁『平成28年版観光白書』2016年8月、p.238、資料20によれば、三重県の2014年観光消費額は3,359億円であり、図1-3の三重県庁推計による2014年4,657億円とは大差がある。現在のところ、その相違の原因は不明である。
- 3 日本政策投資銀行(2012)の需要モデルの推定結果は以下のとおり(p.12)。

$$\begin{aligned} \ln(\text{邦人宿泊旅行延べ参加回数}) = & -8.809 + 1.306 \times \ln(\text{生産年齢人口}) \\ & (1.703) \\ & + 0.295 \times \ln(\text{実質GDP}) - 0.195 \times \text{パソコン普及率} \\ & (2.134) \quad (-1.939) \end{aligned}$$

補正 $R^2 = 0.793$ 推計期間：1974年～2009年 ()内はt値

ここで、延べ参加回数＝宿泊旅行参加率×参加回数(参加者平均)×人口。

将来推計の仮定：実質GDPは年率1.0%成長と仮定、パソコン普及率は横ばいと仮定。

- 4 観光庁のユニバーサルツーリズムのホームページは以下のとおり。2016年9月25日閲覧。
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>。
- 5 筆者が国立国会図書館で見出したバリアフリー関係の最古の文献は日本建築学会発行の以下の文献目録である。日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、

『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会、1973年9月。この文献目録は、書名に昭和30年(1955年)からとなっているが収録されている最古の論文は、昭和35年発行分である。

6 三重県庁が観光において障害者・高齢者に言及した初期の文献として以下のものを見出した。研修の一環として作成されたもののように思われる。

- ・昭和59年度N.P.P南勢志摩県民局チーム『活力ある南勢志摩地域の振興策－リフレッシュ伊勢志摩を目指して－』1985年1月、全114ページ。

- ・72ページから73ページに下記の記述がある。

(第5章 実施計画＝リフレッシュプラン)

3. Friendly－福祉社会、高齢化社会における思いやりのある対応－

(2) 障害者、老人等に対する配慮

障害者や体の弱い老人もひとりの人間として観光を楽しむ権利を有しているが現状では、受け入れ体制の不整備が妨げとなっているケースが多い。日本を代表する観光地、伊勢志摩として各種施設への配慮をし、地域ぐるみで思いやりのあるもてなしを行い、これらの人々が訪れやすい環境づくりを進める。

(3) 地域福祉の増進

当地域において、地域福祉活動を推進し、当地域内のすべての人々にとって住みよい福井社会づくりの建設が必要であることは言うまでもない。また地域のボランティア団体とタイアップして、福祉大会の開催、障害者、老人の参宮ツアーの企画などを行なってゆく。

7 日本一のバリアフリー観光県推進宣言

伊勢音頭に「せめて一生に一度でも」と謡われたお伊勢参りに、数多くの参拝客が訪れることができたのは、旅行業のルーツともいわれる御師(おんし)による参拝や宿泊の世話、街道沿いの先人たちのあたたかい手助けのお蔭があったからとされています。

時代は下り、障がい者のみならず、誰にとってもやさしいまちづくりにつながるバリアフリー観光の推進に、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが先駆的な活動を始めてから11年が経過しました。

三重県民は、先人のおもてなしのこころを継承し、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、日本一のバリアフリー観光を推進する県であることを、記念すべき第62回神宮式年遷宮を迎えようとする平成25年6月、ここ伊勢の地において宣言します。

平成25年6月21日

三重県知事 鈴木 英敬

(<http://www.miebarifuri.com/sengen.html>、2016年10月30日閲覧)

参考文献

- 後藤健太郎・梅川智也、2008、「地方自治体の観光関連条例に関する基礎的研究」、『日本観光研究学会第23回全国大会論文集』、pp.313-316.
- 花岡利幸・鈴木富蔵・橘田友春、1987、「地域振興による観光計画の役割－山梨県における事後評価（県計画編）－」、『日本観光研究者連合全国大会発表論文集』、no.2, pp.15-24.
- 北海道大学大学院法学研究科、1998、「地方分権型社会における都道府県の総合計画：北海道の新計画策定を中心として」、『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』、Vol.5、pp.251-280.
- 伊勢志摩バリアフリーツアセンター、2016、「特定非営利法人伊勢志摩バリアフリーツアセンター 視察資料 2016.09 平成28年度」、104ページ.
- 伊勢バリアフリー団、2001、『伊勢・鳥羽・志摩ガイド「おでかけ！チェアウォーカー」車椅子で遊びに行こう！』伊勢志摩NPOネットワークの会発行、48ページ.
- 伊藤薫、2014、「全国と飛騨地域の観光客数の実態－その統計的側面を含めた分析－」、『国際地域経済研究』（名古屋市立大学経済学研究科附属経済研究所）、第15号、pp.93-113.
- 伊藤薫、2015a、「(研究ノート)岐阜県高山市の福祉観光政策の評価と展望－文献調査の結果と今後の研究方向－」 *Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol.15、No. 3・4、pp.45-60.
- 伊藤薫、2015b、「岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷－高山市総合計画による分析－」 *Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol.16、No.1・2、pp.7-32.
- 伊藤薫、2016a、「男女・年齢別観光客の特徴とその推移－全国調査と高山市観光統計による分析－」 *Review of Economics and Information Studies* (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)、Vol.16、No. 3・4、pp.41-62.
- 伊藤薫、2016b、「三重県のバリアフリー観光政策の進展－三重県総合計画による分析－」、『日本観光研究学会第31回全国大会論文集』、pp.185-188.
- 角野幸博・今井良広、1998、「都道府県総合計画の変遷に関する研究－兵庫県総合計画を事例に」、『計画行政』、Vol.21、No.3、pp.50-61.
- 観光庁観光産業課、2012a、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」.
- 観光庁観光産業課、2012b、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2013a、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」.

- 観光庁観光産業課、2013b、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」。
- 観光庁観光産業課、2014a、「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」。
- 観光庁観光産業課、2014b、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル」。
- 観光庁観光産業課、2015a、「平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業 報告書」。
- 観光庁観光産業課、2015b、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり事例集」。
- 観光庁観光産業課、2016a、「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」。
- 国土交通省観光庁、2016、『平成28年版観光白書』。
- 国土交通省総合政策局、2008a、「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」。
- 国土交通省総合政策局、2008b、「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」。
- 国土交通省国土交通政策研究所、2016、「車いす、足腰が不安なシニア層の国内宿泊旅行拡大に関する調査研究」、87ページ。
- 国立社会保障・人口問題研究所、2012、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」。
- 宮井久男、2000、「バリアフリー観光の展開と課題」、『岩手県立大学宮古短期大学部研究紀要』、Vol.11、No.1、pp.7-19。(三重県のバリアフリーの紹介がある)
- 日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、1973、『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会。
- 日本政策投資銀行、2012、「宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望－東北における震災の調査を踏まえて－」。
- 昭和59年度N.P.P南勢志摩県民局チーム、1985、『活力ある南勢志摩地域の振興策－リフレッシング伊勢志摩を目指して－』、114ページ。
- 三重県、1976、『三重県長期総合計画』。
- 三重県、1983、『第2次三重県長期総合計画－クローバプラン－』。
- 三重県、1990、『第3次三重県長期総合計画 新世紀へ躍動する三重をめざして』。
- 三重県、1997、『新しい総合計画 三重のくにづくり宣言 2010年への変革と創造』。
- 三重県、2004、『県民しあわせプラン 三重県総合計画』。
- 三重県、2004、『県民しあわせプラン・戦略計画 三重県総合計画』。
- 三重県、2012、『みえ県民力ビジョン～県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重～』。
- 公益財団法人東京市町村自治調査会、2013、『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』（平成24年度調査研究報告書）（委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）。

- 中村元、2006、『恋に導かれた観光再生 奇跡のバリアフリー観光誕生の秘密』、長崎出版。
- 社団法人日本観光協会、1995、『伊勢市観光振興基本計画』（高齢者・障害者の記述がある）。
- 沖村多賀典、2009、「都道府県におけるスポーツ政策の体系に関する研究－都道府県総合計画の分析を中心として－」、『体育・スポーツ政策研究』、Vol.18, No.1, pp.55-69.
- 田子健、2000、「政策動向 分権時代の地方自治体教育改革－都道府県総合計画、教育計画の動向を中心に」、『日本教育政策学会年報』、Vol.7, pp.199-207.
- 平修久、2003、「都道府県の長期総合計画に関する一考察－今後のあり方をめぐって－」、『聖学院大学総合研究所紀要』、No.25, pp.26-45.
- 手嶋潤一、1991、「栃木県観光総合計画（昭和23年策定）の成果」、『日本観光研究者連合全国大会発表論文集』、no.6, pp.63-72.
- 津田令子+編集室、2015、『88歳大女将、連日満室への道 集客10倍！バリアフリー観光はここまで来た』（株）タブレット。
- 梅川智也、2008、「地方自治体による『観光基本計画』の今日的役割と今後の展望」（特集：観光立国）、『交通工学』交通工学研究会、vol.43, pp.28-36.
- 山本誠、2003、『モニターが創ったバリアフリーのまち 高山市まちづくりレポート 住みよい町は行きよい町』、ぎょうせい。

補表1 三重県のバリアフリー（観光）政策・ユニバーサルデザイン政策の年表（暫定版）

年次	伊勢志摩観光の再生の動き	総合計画・観光計画	要綱・条例	推進計画・整備マニュアル	その他
1976		(1)三重県長期総合計画(1976.2)～1985(田川亮三)			
1977		①『三重県観光基本計画』			
1983		(2)第2次三重県長期総合計画-クローバプラン-(1983～1995)(田川亮三)			
1985	昭和59年度N.P.P南勢志摩県民局チーム『活力ある南勢志摩地域の振興策-リフレッシング伊勢志摩を目指して-』1985年1月、114ページ				
1987		②『三重県観光基本計画(CI計画)』(但し、計画の冊子の存在が確認できていない)			リゾート法(総合保養地域整備法)の制定
1990		(3)第3次三重県長期総合計画(1990～2000、田川亮三)			
1993		③『新三重県観光基本計画』1993年			第61回神宮式年遷宮
1994			「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」平成6年4月1日施行。冊子あり。		
1997		(4)新しい総合計画 三重のくにつくり宣言 2010年への変革と創造(1997-2010、北川正恭)、バリアフリーと「観光・リゾート地のバリアフリー化」が記述された。			
1998			三重県バリアフリーのまちづくり推進検討委員会『バリアフリーのまちづくり推進に関する報告書 中間まとめ』(平成10年11月、14ページ)		
1999			「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」平成11年3月19日制定、三重県条例第2号		
2000			条例一部改正(平成12年7月)	『三重県バリアフリーのまちづくり推進計画』(2000年度-2010年度、平成12年3月、56ページ、条例の掲載あり) 『バリアフリーのまちづくり施設 整備マニュアル』(平成12年3月、143ページ、条例の掲載あり)	
2001	伊勢バリアフリー団『伊勢・鳥羽・志摩ガイド「おでかけ!チェアウォーカー」車椅子で遊びに行こう!』伊勢志摩NPOネットワークの会発行、2001年3月11日、48ページ、累計5000部、2003年3月完売 2001.3.11 特定非営利活動法人伊勢志摩NPOネットワークの会(通称ぼんぼん)のフォーラム開催(毎年)、北川知事出席 伊勢志摩再生プロジェクトが始まる		条例一部改正(平成13年3月)		
2002	伊勢志摩NPOネットワークの会(伊勢バリアフリー団)『三重バリアフリーレジャーガイド』(社)三重県観光連盟、2002年、16ページ 2002年4月12日、伊勢志摩BFTセンターが鳥羽一番街に発足				『印刷物・名刺・封筒のユニバーサルデザイン』2002年12月、29ページ

三重県のバリアフリー観光政策の進展について

年次	伊勢志摩観光の再生の動き	総合計画・観光計画	要綱・条例	推進計画・整備マニュアル	その他
2003	NPO法人伊勢志摩BFTセンター承認		条例一部改正 (平成15年3月)	『バリアフリーのまちづくり施設 整備マニュアル』(平成15年8月、156ページ)	山本誠、2003、『モニターが創ったバリアフリーのまち 高山市まちづくりレポート 住みよい町は行きよい町』、ぎょうせい。
2004		(5) 三重県総合計画 県民しあわせプラン(2004.04からおおむね10年先、野呂昭彦)、戦略計画で「観光地のバリアフリー化」が記述された。 ④ 『三重県観光振興プラン-観光構造の変革、そして観光文化の創造を目指して』2004年		『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(初版、平成16年10月)	
2005			条例一部改正 (平成17年10月)	『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第二版、平成17年1月、350ページ)、概要版もあり	
2006	中村元『恋に導かれた観光再生 奇跡のバリアフリー観光誕生の秘密』長崎出版、2006年12月、230ページ				『ユニバーサルデザインのまちづくり 施設整備事例集 平成18年2月』78ページ
2007			条例一部改正 (平成19年3月) 条例の題名改正「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(平成19年4月1日施行)	『第1次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010』2007年7月、42ページ	『既存公共施設のバリアフリー化に対する取組み』(平成19年3月)
2008				『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第三版、平成20年4月)	
2009					
2010	日本バリアフリー観光推進機構の発足			『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第四版、平成22年10月、368ページ)	
2011	2011年1月、日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワークの発足			『第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2011-2014』平成23年4月、39ページ	
2012		(6) みえ県民ビジョン(2012からおおむね10年先、鈴木英敬) ⑤ 平成24年3月『三重県観光振興基本計画』(平成24年度~27年度)			日本政策投資銀行、2012、『宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望-東北における震災の調査を踏まえて-』
2013	日本一のバリアフリー観光推進県宣言、2013.6.21		『三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(道路・公園編)』『三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(建築物編)』		第62回神宮式年遷宮
2014					
2015	津田令子+編集部『88歳大女将、連日満室への道 集客10倍!バリアフリー観光はここまで来た』タブレット、2015年3月、237ページ			『第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2015-2018』平成27年4月	『わかりやすい情報の提供のためのガイドライン』(平成27年作成)、『わかりやすい情報の提供のためのガイドライン』(平成27年作成)、『簡易版』 『日経グローバル』2015.06.01、「ユニバーサルツーリズム始動 NPOが先行 追う自治体」
2016		⑥ 平成28年3月『三重県観光振興基本計画(平成28年度~31年度)』、伊勢志摩バリアフリーセンター開発のパーソナルバリアフリー基準を採用。			『車いす、足腰が不安なシニア層の国内宿泊旅行拡大に関する調査研究』『国土交通政策研究』、国土交通省国土交通政策研究所、2016年4月。 観光庁観光産業課、2016a、『ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証』